

## ■提案された「保健医療事業の取扱いについて」の主な調整案（一部抜粋）

### 【老人保健事業】

基本健康診査、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診（視触診）については、合併までに調整を図り新市で統一した対象者の範囲および個人負担額を設定する。ただし、合併年度については現行どおり実施する。節目検診については、合併までに他の検診事業と統合する方向で調整を図る。

### 【母子保健事業】

妊婦健康診査については、各市町同一事業のため、新市においても現行どおり実施する。乳幼児健康診査については、合併までに実施方法の統一を図る。ただし、合併年度については現行どおり実施する。

### 【乳幼児医療】

乳幼児医療については、当分の間現行どおりとし、新市において統一の方向で調整する。



## ■久留米市の自治会活動支援制度

- 対象：自治会や町内会等の地縁団体または連合体
- 補助対象事業：祭り、広報紙の発行、文化スポーツ振興、自主防災事業などに要した経費
- 補助率等：経費の1/2以内で10万円を限度。1団体につき年1回限り

## ■久留米市の小地域公民館（集会所）の建設費助成制度

- 補助対象事業：新築、増築、修繕の本体工事費、付帯工事費、模様替えなどの工事費。備品は対象外
- 補助率等：人口により面積4区分、構造により基準単価が3区分。補助率は2/3

### ※新委員の紹介

（平成15年11月27日現在）  
田主丸町 右田 正純 2号委員  
2号委員 各市町議会が推薦した議員

※今回提案された第40号議案から第48号議案及び継続協議となった項目は、次回第14回会議で協議されます。

実している久留米市の例（左田み参照）により統一することが提案されました。委員から「建設費助成の備品とは何をさすのか」との質問があり、事務局より「建物と一体と考えられる照明器具、ガス器具、空調、給排水設備などは補助対象です。なお、テレビ、冷蔵庫、カラオケ設備、椅子などは除外されます」との説明がありました。

「国民健康保険事業の取扱い」については、「〇賦課形態は保険料とする。ただし、合併年度は現行どおりの保険税または保険料とする。保険料については、当面現行どおりとし、平成22年度の統一に向けて不均一賦課を採用し、必要な改定を行う。賦課方式については、平成22年度より医療保険分3方式（所得割・均等割・平等割）、介護保険分2方式（所得割・均等割）とする

〇保険料の納期については、久留米市及び北野町の例により10期とする 〇無受診者表彰については、現行どおりとし、新市になって実施の可否を検討する」ことなどの調整案が提案されました。

委員から「久留米市の自治会制度（委託内容、自治会長への報酬など）はどのようなものか」との質問が出されました。

事務局より「自治会へは広報紙などの配布に対する委託だけです。報酬はありません」との説明がありました。

事務局より「自治会へは広報紙などの配布に対する委託だけです。報酬はありません」との説明がありました。

事務局より「自治会へは広報紙などの配布に対する委託だけです。報酬はありません」との説明がありました。

事務局より「自治会へは広報紙などの配布に対する委託だけです。報酬はありません」との説明がありました。

## ●第44号議案 介護保険事業の取扱いについて（今回提案）

「介護保険事業の取扱い」については、「〇保険料の賦課方式については、久留米市の例（5段階方式）による。保険料については、平成17年度のみ新市の事業計画を策定し、それに基づいて設定する 〇普通徴収の納期については、10期とする」などの調整内容が提案されました。

## ●第45号議案 保健医療事業の取扱いについて（今回提案）

「保健医療事業の取扱い」については、左田みのとおり調整内容が提案されました。委員から「県内の各自治体乳幼児医療の通院の対象者を3歳児以上まで実

## ●第46号議案 行政区の取扱いについて（今回提案）

「行政区の取扱い」については、「〇行政区は、現行のまま新市に引き継ぐ 〇区長等の制度は、当分の間現行のまま新市に引き継ぎ、今後の制度の在り方については、新市において検討する。区長等の所掌事務は、現行のまま新市に引き継ぐが、必要な事務的見直しについては、協議のうえ合併までに調整する。区長等の報酬は、現行どおりとする」ことが提案されました。

## ●第47号議案 「ミニシティ施策」の取扱いについて（今回提案）

「ミニシティ施策の取扱い」については、「〇自治会活動支援制度については、久留米市の例（左田み参照）により統一する。また、当分の間、田主丸町、北野町、城島町及び三瀬町の行政区支援を行うものとし、その制度内容については、合併までに調整する 〇小地域公民館（集会所）の建設費助成は、制度が充

委員から「久留米市の自治会制度（委託内容、自治会長への報酬など）はどのようなものか」との質問が出されました。

事務局より「自治会へは広報紙などの配布に対する委託だけです。報酬はありません」との説明がありました。

事務局より「自治会へは広報紙などの配布に対する委託だけです。報酬はありません」との説明がありました。

事務局より「自治会へは広報紙などの配布に対する委託だけです。報酬はありません」との説明がありました。

事務局より「自治会へは広報紙などの配布に対する委託だけです。報酬はありません」との説明がありました。